

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【公表番号】特表2017-504138(P2017-504138A)

【公表日】平成29年2月2日(2017.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-005

【出願番号】特願2016-562452(P2016-562452)

【国際特許分類】

G 06 F 21/10 (2013.01)

【F I】

G 06 F 21/10

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月27日(2017.11.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

顧客による製品へのアクセスを認可するための方法であって、

顧客デバイスから、前記製品及び製品領域を特定する製品キーを受信するステップと、

前記顧客デバイスに関連付けられている顧客アドレスを受信するステップと、

前記顧客アドレスから、前記顧客デバイスが配置されている領域を示す顧客領域を特定するステップと、

前記製品領域が前記顧客領域に合致する場合、前記顧客による前記製品へのアクセスを認可するステップと、

前記製品領域が前記顧客領域に合致しない場合、

プロックルールを適用して、前記顧客による前記製品へのアクセスがブロックされるべきであるかどうかを判定するステップと、

アクセスがブロックされるべきであると判定すると、前記顧客による前記製品へのアクセスをブロックするステップと、

アクセスがブロックされるべきでないと判定すると、前記顧客による前記製品へのアクセスを認可するステップと、

を含む方法。

【請求項2】

前記顧客アドレスは、IPアドレスであり、前記顧客領域を特定することは、前記顧客領域が前記顧客の国から特定されるように、前記IPアドレスから、前記顧客の前記国を特定することを含む、請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記製品キーがアクティブ化されているかどうかを判定するステップと、前記製品キーがアクティブ化されていない場合、前記顧客による前記製品へのアクセスをブロックするステップと、を含む、請求項1記載の方法。

【請求項4】

プロックルールは、配布モードに基づいてブロックが有効化されていない場合、アクセスをブロックしないことを示す、請求項1記載の方法。

【請求項5】

プロックルールは、前記顧客アドレスに関連付けられている、前記顧客の国が正しく特

定される確信度が、閾値以下である場合、アクセスをブロックしないことを示す、請求項1記載の方法。

【請求項6】

顧客が製品にアクセスすることを認可するためのコンピューティングデバイスであって、

前記製品及び製品領域を特定する製品キーを受信するコンポーネントであって、前記製品キーは、前記製品へのアクセスを認可することができるように、アクティブ化される、コンポーネントと、

前記製品キーを認可システムに提供するコンポーネントであって、前記認可システムは、顧客デバイスに関連付けられている顧客アドレスから、前記顧客デバイスが配置されている領域を示す顧客領域を特定する、コンポーネントと、

前記製品領域が前記顧客領域に合致せず、且つ、前記製品領域が前記顧客領域に合致しない場合であっても前記製品へのアクセスが認可されるように、ブロックルールを使用して、アクセスをブロックすることが確認されていると前記認可システムが判定した場合を除いて、前記顧客による前記製品へのアクセスが認可されているというインジケーションを受信するコンポーネントと、

を備えたコンピューティングデバイス。

【請求項7】

前記顧客アドレスは、IPアドレスであり、前記認可システムは、前記顧客領域が前記顧客の位置に基づいて特定されるように、前記IPアドレスから、前記顧客の前記位置を特定することにより、前記顧客領域を特定する、請求項6記載のコンピューティングデバイス。

【請求項8】

顧客による製品へのアクセスを認可するためにコンピューティングデバイスを制御するためのプログラムであって、前記プログラムは、前記コンピューティングデバイスに、

顧客デバイスから、前記製品及び製品領域を特定する製品キーを受信するステップと、前記顧客デバイスに関連付けられている顧客アドレスを受信するステップと、

前記顧客アドレスから、前記顧客デバイスが配置されている領域を示す顧客領域を特定するステップと、

前記製品領域が前記顧客領域に合致せず、且つ、前記製品領域が前記顧客領域に合致しない場合であっても前記製品へのアクセスが認可されるように、ブロックルールを適用することにより、顧客アクセスをブロックすることが確認される場合を除いて、前記顧客による前記製品へのアクセスを認可するステップと、

を実行させる、プログラム。

【請求項9】

ブロックルールは、前記顧客アドレスに関連付けられている、前記顧客の位置が正しく特定される確信度が、閾値以下である場合、アクセスをブロックしないことを示す、請求項8記載のプログラム。

【請求項10】

前記プログラムは、前記コンピューティングデバイスに、認可されないアクセスを制限するためのターゲット目標を満たすように、前記閾値を調整するステップをさらに実行させる、請求項9記載のプログラム。